

## KYB 株式会社および同社子会社における不適切行為に関する 浜岡原子力発電所での調査状況について

2018 年 10 月 25 日

当社は、KYB 株式会社および同社子会社(カヤバシステムマシナリー株式会社)における不適切行為(注 1)の公表を受け、浜岡原子力発電所における使用状況を調査しました。その結果、緊急時ガスタービン発電機建屋(注 2)において、国土交通省が公表した「大臣認定等に不適合な製品」の認定番号と一致する免震用オイルダンパー(注 3)が使用されていることを把握しました。

このため、当該ダンパーが、実際に不適切行為がおこなわれた製品か否かについて、施工会社および当該ダンパーを製造したカヤバシステムマシナリー株式会社に確認をおこなったところ、カヤバシステムマシナリー株式会社から、当該ダンパーが、不適切行為がおこなわれた製品か否かは現時点で不明との回答を受けており、これまでのところ、当該ダンパーに不適切行為がおこなわれたか否かは判明しておりません。

当面の緊急時ガスタービン発電機建屋の安全性について、当社は、KYB 株式会社が国土交通省の指導にもとづき策定した当面の構造安全性検証方法(注 4)を用いて確認をおこない、現状のままでも、浜岡原子力発電所 3、4 号機の基準地震動として設置変更許可申請をしている地震動(1200 ガル)に対して建屋の安全性が確保されていることを確認しました。

当社は、今後、当該ダンパーの再検査や新規製造品への取替えなど、対応を検討していきます。

なお、浜岡原子力発電所では、当該建屋のほかには KYB 株式会社およびカヤバシステムマシナリー株式会社の製品を使用していないことをあわせて確認しています。

- 注 1 KYB 株式会社および同社子会社における不適切行為とは、過去に各社が製造・販売した免震・制振用オイルダンパーの一部が、国土交通大臣認定や顧客との契約で定めた内容に適合しなかったにもかかわらず、性能検査記録データの書き換えにより、これらに適合したものとして製品を出荷し、建築物に取り付けていたことを指します。
- 注 2 緊急時ガスタービン発電機建屋とは、外部電源や 3～5 号機の非常用ディーゼル発電機が使用できない場合に、電力を供給する緊急時ガスタービン発電機が設置されている建屋です。
- 注 3 免震用オイルダンパーとは、地震時に建物の揺れを抑えるための装置をいいます。
- 注 4 当面の構造安全性検証方法とは、これまでに製造されたオイルダンパーの性能について、カヤバシステムマシナリー株式会社より提供を受けた製造時のばらつき評価結果をもとに、建屋の構造安全性が保たれることを確認することをいいます。

以上